## 中央建設業審議会総会

平成26年9月10日(水)

【事務局(佐藤)】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。委員の皆様方にはご多忙のところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

報道関係の皆様の冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでとさせていただきますので、よ ろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、国土交通省土地・建設産業局長の毛利よりご挨拶を申 し上げます。

【毛利土地・建設産業局長】 改めまして、土地・建設産業局長をしております毛利と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。中央建設業審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

まず、本日は大変ご多用の中にもかかわらず、委員の先生方にはご出席を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。また、皆様には日ごろより、国土交通行政、とりわけ建設 産業行政に高い見地からご意見を賜っております。ご理解も賜っております。改めて御礼 を申し上げたいと存じます。

建設産業は被災地の復興、あるいは災害対策を担う、まさにいざというときの地域の守り手でありますと同時に、これからのインフラメンテナンス、あるいはオリンピックの開催に向けました施設の建設などの大事な仕事の担い手として、非常に重要な役割を果たしていただいているところであります。

しかしながら、長らく続きました建設投資の減少、あるいは受注競争の激化によりまして、深刻な経営環境を招いておりまして、現場の技能労働者、とりわけ若手の入職者の減少といった構造的な課題が起こっているところでございます。

国交省におきましては、先の通常国会で成立いたしました品確法、それから建設業法、 入札契約適正化法の改正、いわゆる担い手3法を踏まえまして、安ければいいという一部 の発注者に残る認識を変えていく。そしてダンピング対策の強化等を図って、企業におい て適正な利潤が確保できることを通じまして、中長期的な担い手の育成・確保を図ってま いりたい、このように考えているところでございます。 このため本日、皆様にお集まりいただきまして、改正品確法を受けた経営事項審査の見直し、それから入札契約適正化法を受けましたダンピング防止対策などを柱とした適正化 指針の改正案につきまして、ご審議を賜りたいと存じます。

またそのほかにも、さまざまな見地からの大所高所からのご意見も賜りたいと存じます。 ぜひ活発なご議論をいただきまして、有意義な会議となりますようにお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局(佐藤)】 本日は大平委員、櫻井委員、高橋委員よりご欠席との連絡を頂戴しております。審議会には委員の総数の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、建設業法施行令第29条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項によりまして、本審議会は公開とされて おります。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は、議事次第に記載をしております。不足 ございませんか。ございましたら、お申しつけいただければと思います。よろしいでしょ うか。

それでは、議事に先立ちまして、事務局より本日ご出席の委員の皆様方をご紹介申し上げます。前回の総会、平成24年3月14日から時間も経過してございます。委員の皆様方のご交代もございましたので、50音順で紹介をさせていただきたいと思います。

一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会副会長、青木繁夫委員。

【青木委員】 よろしくお願いします。

【事務局(佐藤)】 東京海上日動火災保険株式会社相談役の石原邦夫委員でいらっしゃいます。

【石原委員】 石原でございます。

【事務局(佐藤)】 一般社団法人日本電設工業協会副会長の大山正征委員でいらっしゃいます。

【大山委員】 大山でございます。

【事務局(佐藤)】 東京大学大学院工学系研究科教授、小澤一雅委員でいらっしゃいます。

【小澤委員】 小澤です。よろしくお願いします。

【事務局(佐藤)】 一般社団法人全国中小建設業協会副会長、小野徹委員でいらっしゃ

います。

【小野委員】 小野です。よろしくお願いいたします。

【事務局(佐藤)】 全国建設労働組合総連合書記長、勝野圭司委員でいらっしゃいます。

【勝野委員】 勝野です。よろしくお願いいたしします。

【事務局(佐藤)】 日本公認会計士協会常務理事、岸上恵子委員でいらっしゃいます。

【岸上委員】 岸上でございます。よろしくお願いいたしします。

【事務局(佐藤)】 一般社団法人全国建設業協会会長、近藤晴貞委員でいらっしゃいます。

【近藤委員】 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局(佐藤)】 弁護士の佐藤りえ子委員でいらっしゃいます。

【佐藤委員】 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局(佐藤)】 三菱地所株式会社取締役常務執行役員、谷澤淳一委員でいらっしゃいます。

【谷澤委員】 谷澤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局(佐藤)】 東京大学大学院法学政治学研究科教授、中田裕康委員でいらっしゃいます。

【中田委員】 中田でございます。どうぞよろしくお願いします。

【事務局(佐藤)】 一般社団法人日本建設業連合会会長、中村満義委員でいらっしゃいます。

【中村委員】 中村でございます。よろしくどうぞ。

【事務局(佐藤)】 電気事業連合会副会長、廣江譲委員でいらっしゃいます。

【廣江委員】 廣江でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局(佐藤)】 東日本高速道路株式会社代表取締役社長、廣瀨博委員でいらっしゃいます。

【廣瀨委員】 廣瀨でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局(佐藤)】 博報堂生活総合研究所客員研究員、藤原まり子委員でいらっしゃいます。

【藤原委員】 藤原まり子です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局(佐藤)】 一般社団法人日本建設業連合会副会長、山内隆司委員でいらっしゃいます。

【山内委員】 山内です。よろしくお願いします。

【事務局(佐藤)】 東海旅客鉄道株式会社常務執行役員、渡邉清委員でいらっしゃいます。

【渡邉委員】 渡邉です。よろしくお願いいたします。

【事務局(佐藤)】 なお、本日あいにくご欠席でございますけれども、北海道知事高橋はるみ委員には引き続き、そして魚沼市長の大平悦子委員、および学習院大学法学部教授の櫻井敬子委員におかれましては、新たに委員にご就任いただいております。この場をお借りしまして、あわせてご紹介を申し上げます。以上でございます。

続きまして、前回開催いたしまして以降、委員の皆様方の改選がございました。したがいまして、本日の議事に入ります前に、建設業法第38条第1項及び第3項の規定に基づきまして、委員の皆様方により会長及び会長代理の互選をいただく必要がございます。初めに会長の互選を行っていただきますが、委員の皆様からご推薦等ございますか。

【中村委員】 よろしいでしょうか。

【事務局(佐藤)】 はい、お願いいたします。

【中村委員】 中村でございますが、この中央建設業審議会の会長には、これまで会長をお務めいただいており、金融企業経営の専門家として、豊富な経験と卓越した識見をお持ちであり、日本経済団体連合会の副会長などの要職を務めておられるほか、PFI推進委員会の委員長や、国土審議会などの審議会の委員も精力的に務めていらっしゃる石原邦夫委員に、引き続きご就任をお願いするのがよろしいかと存じますが、いかがでしょうか。

【事務局(佐藤)】 ただいま中村委員から、石原邦夫委員をご推薦いただきました。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局(佐藤)】 ありがとうございます。それでは、全会一致ということで、石原邦 夫委員を会長に選出いただきました。よろしくお願いできればと思っております。会長か ら一言、ご挨拶を頂戴できればと思います。よろしくお願いします。

【石原会長】 ただいま会長に選出いただきました東京海上日動の石原でございます。 ご高承のとおり我が国は、高度成長期に建設されましたインフラが高齢化しておりまし て、適切な維持管理、あるいは更新の重要性が高まっております。都道府県・市町村工事 につきましては、ダンピングを排除したり、あるいは維持管理工事を通じまして地域の中 小建設業者が適正な利益を確保されて、健全な経営力を保持できなければ、これからの国 土や、あるいは地域社会の保全は成り立たないと思います。

また、健全な元請・下請契約等を通じまして、利益が元請だけでなく、下請さらには建設労働者個人にまで及ぶ建設業が、地域の経済循環として十分に寄与することを期待する 次第でございます。

このたび会長に選任されましたが、本会における議論が活発かつ円滑に行われますよう、 審議会の運営に努めてまいりたいと存じます。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げま して、最初のご挨拶とさせていただきます。

それでは、会長代理の選出を行いたいと存じます。私といたしましては、法律家として 社会資本整備審議会の委員も務めておられます中田裕康委員に、引き続きお願いするのが よろしいかと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石原会長】 ありがとうございます。それではご異議がないようでございますので、 中田裕康委員に中央建設業審議会の会長代理をお願いしたいと存じます。中田様、一言よ ろしくお願いします。

【中田会長代理】 改めまして、中田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【石原会長】 ありがとうございました。

【事務局(佐藤)】 ありがとうございました。

これより議事に入らせていただきます。石原会長に進行をお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いをいたします。

【石原会長】 それでは、お手元の議事次第に基づきまして、議事に入らせていただきます。

まず議事の(1)の、建設産業の現状と最近の取り組みにつきまして、事務局より報告をよろしくお願いします。

【北村建設業課長】 建設業課長の北村と申します。どうぞよろしくお願いします。

まず私からは、このお手元の資料2-1と書いてございます横紙の資料に基づきまして、 最近の建設産業の現状と、特に今回の審議事項に関連してまいりますこの通常国会で成立 いたしました法律改正の内容について、簡単にご説明を申し上げたいと存じます。

1ページめくっていただきます。資料の1ページでございます。これはもう皆様はご案内かと存じますけれども、建設投資が平成4年をピークに非常に減ってまいりまして、それに伴いまして、建設業就業者の数、またそこで働いている方の数も大幅に減少してきた

というものでございます。

もう1ページめくっていただきますと、こういった中で労働者の数も減ってまいりますが、特に右側のグラフでございますけれども、高齢化、また若年層が減少していると。建設業全体で約3割の方は55歳以上であり、一方で29歳以下は約1割しかいないといったような状況になってございます。

次のページは人口ピラミッドをあらわしているだけですので、省略させていただきまして、4ページでございます。これは後ほど別途の資料でご説明申し上げますけれども、こういった中で若年層の雇用を進めたいと考えてございます。一方で社会保険の未加入業者が、ここにございますようにまだまだあるという業界の状況でございます。

次のページは公共投資の推移でございますので端折らせていただきまして、6ページでございます。近年の建設業界で新聞紙上等に出てまいりますのは、入札の不調・不落と。不調と申しますのは、入札をしても手を挙げる業者の方がいないこと、不落と申しますのは、手を挙げていただいたのですけれども、価格が折り合わないことでございます。こういったものが、少し見られるところでございます。平成25年度の都道府県発注工事の不調発生率は7.6%ということで、下の表を見ていただきますと、若干増えているということでございます。これにつきましても、再発注時のロットの大型化などの工夫を行っており、ほぼ契約に至っているのが現状でございます。

続きまして、次のページで公共工事の設計労務単価の推移ということで、私どもが公共 工事を発注する際の労務単価を決めてございますけれども、市場の趨勢を踏まえまして、 近年ずっと減少してございました。ただ、平成25年度に2回上げることによって、持ち 直しておるわけでございますけれども、それでもピーク時に比べて約2割低いと。右側の グラフで、特に下の数字でございますが、製造業の生産労働者を見ても、まだまだ低い数 字であるという実態でございます。

このような建設業を取り巻く状況を踏まえまして、8ページでございますけれども、先の通常国会で法律改正が成立したところでございます。まず1点目でございますが、公共工事の品質確保の促進に関する法律という法律でございます。これは公共工事の品質をいかに高めていくかという法律でございますけれども、今回この改正のポイントのIをごらんいただきたいと存じます。目的に改正とございます。ここに、現在および将来の公共工事の品質確保ということが入ってございます。もともとそれぞれ発注される公共工事の品質をいかに確保するかという法律でございましたけれども、これがこの先10年、20年

にわたってこの国の公共工事が適正に確保されるため、ということが必要であると。その ためには、この右側に書いてございますけれども、この担い手である建設業者の働き手・ 担い手の中長期的な育成・確保が必要だということが、この法律でうたわれてございます。

具体的には次の箱で改正のポイントIIと書いてございます。ここに発注者責務の明確化と書いてございます。説明させていただきますと、まず初めに、担い手の中長期的な育成・確保のため、この適正な利潤が確保できるように。事業者の方が適正に利潤を得られて、そしてきちんと担い手確保のための投資に回せるように予定価格を設定しなさい、と書いてございます。

2点目としまして、先ほど申し上げました不調・不落が起こった場合には、見積書を使用いたしまして、適正に価格を合わせること。

またダンピング対策といたしまして、一定の水準以下の価格で入札が行われた場合には 契約をしないなど、まずそれでほんとうに大丈夫か調査するという低入札価格調査基準や、 最低制限価格を設定しなさいと。

その他計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更が発注者の責務として明確化されてございます。

また、改正のポイントⅢということで、今回幾つかの新たな入札契約方式についても明記されているところでございます。ここの4ポツ目でございますけれども、これは発注者の注意すべき点ということで、若手技術者・技能者の育成・確保や、建設機械の保有状況、また災害時の体制を審査・評価することに勘案して発注しなさい、ということが明記されてございます。

この法律を受けまして、下のところでございますけれども、国等が講じる基本的な施策を基本方針というもので明示しましたり、あとは発注者が行う発注事務の共通の運用の指針を定めることになってまいります。後ほど内容は説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、9ページで、建設業法等の一部を改正する法律でございます。こちらは品質確保法と軌を一にしまして、幾つかの法律をまとめて改正したものでございます。この中で概要と書いてあるところの緑の箱でございます。こちらの法律でダンピング対策の強化と建設工事の担い手確保ということで幾つかの改正を行っております。①でございますけれども、これは入契法と書いてございます。右上のところに細かい字で正式名称の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」と書いてございます。こちらの法律、これまでも入札契約の適正化という観点から考慮すべき事項が並べら

れてございましたけれども、この中に「ダンピング防止」がひとつ大きな柱として入ったところでございます。これにつきましても、矢印の右側で赤く書いてございますけれども、この法律の趣旨を踏まえて、適正化指針を改正するということが必要になってまいります。これは後ほど、今回の審議事項とさせていただいてございます。

その他、いろいろ建設業法におきましての業種区分として、解体工事を新設する等の改 正が行われておりますけれども、詳細は省略させていただきたいと存じます。

10ページは、私どもが公共事業の円滑な施工のための対策をやっておりますので、以下時間の関係で説明を省略させていただきますけれども、10ページ目が施工確保対策でこのようなことをやっておりますと。

また、11ページで、法律改正で人材確保ということがうたわれておりますけれども、 私どもとしても国交省と業界の方々で、ここに書いてあるような人材確保対策を総合的に やっていこうということが書いてございます。

12ページは、その具体的な施策の例でございます。

あと、13ページでございますが、これも近年話題になってございますので、あわせて紹介させていただきます。先ほどの担い手対策でも書いてございますけれども、現在私ども建設業で働く女性技術者・技能者を5年で倍増させるという大きな目標を立ててございます。現在真ん中のところですが、女性の技術者の方を1万人、技能者の方が9万人という実態でございますけれども、これを平成31年までに倍増させるという大きな目標を立てまして、国交省と業界一体となって、これから施策を取り組んでいくと。

14ページに具体的な施策のメニューが書いてございますが、時間の関係で省略させていただきます。

【屋敷建設市場整備課長】 引き続きまして、資料2-2に基づきまして、社会保険未加入対策の取り組みについてご報告させていただきます。建設市場整備課長の屋敷と申します。よろしくお願いいたします。

まず1ページ目でございますが、前回こちらの審議会においていただきました提言がございます。社会保険の加入徹底をしっかりしていこうということでございます。雇用環境の改善、あるいはフェアトレードを追求するといった点で、人材の確保を図るという観点から取り組んでいこうと、提言をいただいたところでございます。

これは関係者すべて、行政、発注者、元請・下請企業及び建設労働者一体となって取り 組むことが必要であるということで、2番にありますような実施すべき対策を提言いただ いております。これに基づきまして、現在取り組みを進めているところでございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。それぞれの項目の提言に盛り込まれた対策と、これまで実施した対策でございます。全体として推進体制を構築する、あるいは経営事項審査の厳格化をする。あるいは行政の取り組みとして、建設業許可・更新時立ち入り検査における加入状況の確認・指導。あるいは社会保険事務局等への通報を行っているということでございます。あと、現在中心的に行っておりますのは、法定福利費をしっかりと確保し、それが実際に加入につながるように関係者取り組みを進めているということでございます。しっかりと見積もりの中で内訳を明示して、しっかりと確保していただくような観点からの取り組みをしているということでございます。

また、最近の取り組みとしては、一番下の「発注者の対応」でございますが、国土交通省の直轄工事におきましては、元請企業と一次下請企業は社会保険等の加入企業に限定をすること。また地方公共団体に対しても同様の取り組みの検討を促進するということでございます。また、平成27年度からは中央公共工事契約制度運用連絡協議会に所属する府省庁が発注する工事におきまして、同様の措置をとるという形で申し合わせを行っている、このような取り組みを進めてございます。平成24年度からの取り組みで、現在中間的な状況になっております。

今、どのように推移しているか、次の3ページ目をごらんいただきたいと思います。これは昨年10月の時点での調査で、これは1年ごとにデータをとっております。右側は労働者別、実際働いておられる方ベースで見たときの状況でございます。右で見ていただきますと、3保険加入割合で、元請、一次下請、二次下請、三次下請のデータをとりました。関係者の方の努力によりまして、実績として上がってきておりますが、まだこれから引き続きこれを上げていくことを目標に、取り組んでいく必要があると思います。また、その一次下請、二次下請は、率が上がっていますが、三次下請けは伸びとどまっている。あるいは地域別で見ますと、全国平均61.7%でございますが、関東地区や近畿地区が少し低いという状況がありますので、このような地域性も踏まえた対応も必要でございます。

最後の4ページ目でございますが、対策の今後の方向性でございます。さらなる実態把握の実施をしまして、必要な対策を打っていくということでございますが、公共工事だけでなく、民間工事の取り組みでこのような動きを進めていくことが一番大切だと考えております。年内に実態調査の結果を取りまとめまして、その必要な施策を実施していくということでございます。

一番下は参考でございますが、これは一例でございます。建設業の団体で実施している 取り組み例でございます。例えば日本建設業連合会におきましては、民間発注工事にも取 り組みを拡大していき、原則すべての工事で一次下請を加入業者に限定する取り組みを開 始したということで、取り組みを進めていただいております。

公共工事、民間工事、同じように進めていくことが大切だと思っておりますので、実態を見ながら必要な対策を引き続きとっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。 報告は以上です。

【石原会長】 ありがとうございました。建設産業の現状と最近の取り組みについて、 並びに社会保険の未加入対策等についてご説明をいただきました。

それでは委員の皆様方からご意見、ご質問あるいはそれぞれの業界でお取り組みいただいたことのご紹介等も含めまして、自由にご論議願いたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【中村委員】 日建連の中村でございます。一言御礼を含めまして、発言させていただきたいと思います。

ご説明にもございましたが、担い手の確保を基本理念に追加した改正品確法をはじめと した担い手3法が、先の国会で成立いたしましたことは画期的で、意義深いものであると 認識しております。ご尽力いただきましたご関係の方々に感謝を申し上げたいと思います。

また、建設産業活性化会議における中間取りまとめ、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」など、さまざまな担い手確保を中心にした施策を次々と講じていただいていることに重ねて感謝を申し上げます。

日建連といたしましても、こうした法改正を含め、各種の施策を通じた担い手確保に対する国の強い意志を真剣に受け止め、今後とも技能労働者の処遇改善をはじめとした各種の取り組みを、より一層推進していきたいと考えております。このため、更なる自省・自覚・自助努力を行いまして、行き過ぎた価格競争を是正し、担い手の育成・確保のための適正な利潤を確保できるよう努めてまいりますので、国をはじめとして、皆様方には引き続きご指導とご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【石原会長】 ありがとうございました。日建連の中村会長から、最近のお取り組みの 状況等について、お話がございました。

ほかにございますか。はい、どうぞ。

【勝野委員】 すみません、全建総連の勝野と申します。私どももまず冒頭、この間の

設計労務単価の引き上げや、今回の担い手3法の改正など、国交省が行政として、技能労働者・人材確保に向けて、さまざまな施策を実行していただいておりますことを、現場の技能労働者を抱える団体として、まずお礼を申し上げたいと思います。

課題はこうした施策が、現場の改善に結びついているのかどうかだと思います。そのための実態調査等々をさまざま行っていただいているわけであります。7月のフォローアップ調査や、あとは元下調査の結果について大変私どもも期待をしているところでありますので、取りまとめができましたら、できるだけ早く中身等について私どもにもお教えいただきたいというのが、まず1点目です。

もう一つは、未加入対策など技能労働者の処遇改善を具体化していく場合、先ほど未加入対策の取り組みにもありましたが、民間工事での具体化が非常に重要になってきていると考えております。先ほどの今後の施策の中で、9月の段階で標準見積書の活用調査を実施することで、保護審等が記載をしておりますけれども、その際とりわけ民間工事の場合は、住宅建築にかかわる現場の実態についても、サンプル数を含めてできるだけ正確な調査をしていただくようにご配慮をお願いしたいと思います。以上です。

【石原会長】 ありがとうございました。

ほかにございますか。

それではただいまのお二方のご意見、あるいはご報告につきまして、事務局から何か補 足等ございましたら、いかがでしょうか。

【毛利土地・建設産業局長】 まず日建連の中村会長から力強いお話をいただきまして、 ありがとうございました。担い手3法の成立を受けまして、今日もご審議賜りますけれど も、これを実現していくといいますか、実行していくことが何より大事でございますので、 その上で関係者一丸となって、実行に向けて取り組んでいくと。そのために本日お願いし ています指針をまず定め、さらには年内に運用指針を定めて、各発注者にその趣旨を徹底 していきたいと思っております。引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げま す。

それから全建総連の勝野委員からお話がありましたが、現場の改善に結びつけることが 一番重要でございます。 7月に初めて労務単価調査のフォローアップ調査というのを、サ ンプルを絞って実施いたしました。それらの結果をできるだけ早く開示させていただいて、 現状をお伝えすることをお約束したいと思います。

それから、標準見積書活用について、昨年関係団体で申し合わせをしていただいて取り

組みが始まっておりますけれども、まだ始まったばかりでございまして、その活用状況につきましては、私どもまだ十分であるとは思っておりません。これからの部分がたくさんあると思います。とりわけご指摘のような住宅建設の現場を含めた民間工事でも、これが十分展開されていくことが重要だと思いますので、調査に当たりましては十分その点も意を用いてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

【石原会長】 ありがとうございました。第1点につきましては、よろしいでしょうか。 それではこれまでやった施策のフォローアップ並びにその結果等についての開示をなる べく早くというお話がございましたけれども、こういったことをさらに一層進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、経営事項審査の改正につきまして、事務局よりご報告をお願いいたします。

【北村建設業課長】 それでは、ご説明申し上げます。まず資料の3-1、3-2とございますけれども、この3-1のポンチ絵をお手元にご用意いただきまして、あと説明の便宜上大変恐縮でございますけれども、後ろのほうに参考資料の1というものがございますので、簡単にまず現状を説明させていただいてから、改正事項のご説明を申し上げたいと存じます。

まず参考資料の1をお開きいただきたいと存じます。こちらの上の絵に矢印がございますけれども、これは建設業者の方がどのような手続をとって、公共工事をやることになるかということでございます。左上のところでございますけれども、まず建設業を営むためには、ごく小規模な事業をやるだけであれば別でございますけれども、基本的には建設業の許可を取っていただきます。これは5年ごとでございますけれども、公共工事、民間工事共通の手続でございます。その上で、公共工事を受注したいと、元請になろうとお考えの場合には、今回ご審議いただきます経営事項審査を決算期ごとに受けていただくことになります。

後ほどご説明いたしますけれども、この経営事項審査はこういった項目については何点というような形で決めさせていただいておりますので、点数がこの会社は何点です、ということが出てまいります。あとは個々の発注者ごとにそれを参考にしまして、例えば国交省の直轄工事であれば、この基準であればAランク、Bランクというランク分けをいたしまして、あと個々の工事ごとにこの工事は何々ランクの事業者ということを入札条件で付します。その上で入札して落札者を決定していくような段取りになってございます。

1枚めくっていただきまして、この経営事項審査はどのような項目がありますか、とい

うことでございます。 2ページでございますけれども、左側のところを読み上げますと、「経営規模」「経営状況」「技術力」「その他審査項目」といったようなものです。この4点につきまして、右側に「ウェイト」と書いてございますけれども、それぞれの事項について25%なり15%を掛け算いたしまして、総合評定を出すという仕組みになってございます。それで、そのX、Y、Zと「経営規模」「経営状況「技術力」がございますが、今回ご議論いただきたいのは一番下の「その他の審査項目」というところでございます。こちらは労働福祉の状況や建設業の営業年数、防災活動への貢献の状況ということで、直接工事そのものの技術力には関係いたしませんけれども、当該企業が社会的に見て、どのような存在であるかを見させていただいている、ここがWの「社会性」という審査項目になってございます。

もう一枚めくっていただきたいと存じます。Wということで、Wの1からWの8までございます。例えばこの労働福祉の状況でございますが、これは先ほどご説明いたしましたけれども、雇用保険未加入や健康保険未加入といったものは、本来入っていなければならない事項でございますので、これに入っていない場合にはマイナス40点と減点をすることをいたしております。その他、個々にはご説明申し上げませんけれども、それぞれの項目について、現時点では200点満点ということにしてございます。それぞれ評価をして、この200点を先ほど申し上げました0.15に圧縮して足し合わせることになりますけれども、現行はこういった制度でございます。

こちらのページをお手元にお持ちいただいた上で、資料の3-1をご説明したいと存じます。

冒頭ご説明いたしました今回の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、こちらの中で1ページの左側でございますけれども、13条というものがございます。読み上げさせていただきますと、品確法13条、「発注者は」とございまして、四、五行飛ばします。「発注者は」この黄色の、「若年の技術者・技能労働者等の育成及び確保の状況」と、それから「建設機械の保有の状況」、それから「災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、または評価するよう努めなければならない」ということで、発注者が発注することに当たって、この3つのポイントがあるのだと、これを評価しなさいということが法律でうたわれてございます。

先ほど申し上げましたように、発注者が発注する前に、私どもで制度設計しております 経営事項審査で、どのような項目で評価するかを決めさせていただいてございますので、 今回はこの法律改正を受けまして、私どもとして経営事項審査の見直しを考えたものでご ざいます。

この真ん中の箱でございます。それぞれ3つの箱につきまして、現在経営事項審査でどのように扱っているかでございます。まず一番上の若年技術者・技能労働者についてでございます。すみません、あっち行ったりこっち行ったりで恐縮ですけれども、先ほどご説明申し上げました参考資料の2ページのところにX、Y、Z、Wがございます。この中の真ん中あたりの技術力のZというところで、審査項目のところに技術職員数と書いてございます。現在も建設業者の方の技術力というのは、どのような人がいるかが重要になってまいりますので、この技術職員の方がいるかどうかと、何人いるかということは、現在既に技術力で審査の対象となってございます。しかしながら、現在であれば20代の技術者であっても、50歳代の方であっても、ここに全く差がないので、今回はこの品確法の改正を受けまして、若者の技術職員について、何らかの前向きな評価をしたいと考えてございます。

2点目でございますが、建設機械の保有状況でございます。こちらは建設業者は非常に 重要でございまして、災害のときに急遽出動していただくことがございますけれども、機 械がないとそこがなかなか立ち行かないということでございますので、しっかり機械を持 っているかを現在既に評価してございます。こちらは先ほどのWの中の⑦の建設機械の保 有状況ということで、既に評価をしてございますが、現在は機種がここにございますよう な3種類に限られてございます。ですので、今回このような災害対応という点を踏まえま して、再度検討して、後ほどご説明いたします。

最後の災害時における工事の実施体制でございますけれども、これにつきましては、同じこのWのところの③、防災活動への貢献の状況という3番目のところでございまして、国、地方公共団体と防災協定を結んでいると。先日の広島の災害でも、建設業者の方がほんとうに活躍していただいてございますけれども、あれは防災協定に基づいて、そういう緊急の場合に働いていただいていると。こういった取り組みの改正であれば、点数を加点するということでございます。これは現在、もう既に評価の対象になってございまして、これにつきましては特段の変更はいらないのではないかと考えてございます。

それで具体的な内容が、1ページめくっていただきまして、2ページでございます。1つ目の若年技術者の育成・確保の状況の評価ということでございます。まず何歳をもって若手、若年と評価するかでございまして、ここのページの一番下の表をごらんいただきた

いと存じます。これは私どもの抽出調査でございますけれども、建設業者につきまして5歳区分で人数を数えさせていただいたものでございます。35歳以上であれば、大体5歳刻みで15%や18%といった形になってございます。けれども、34歳までのところは20代であれば5.59%。30歳から34歳であれば8.15%で非常にウエートが低くなってございます。これはそもそもこういった年代は、近年特になかなか採用するのが難しいということで、若手の数自体が少ないということ。あともう一点、今は経営事項審査で評価しております技術職員は、どなたでもいいのではなくて、一定の資格を有している方、または一定の実務経験を有している方に限られてございまして、入職からある程度の時間がないと、ここでいうところの技術職員になれないのでございます。そういった点で、この表から見ても、35歳未満のところが、現在相対的に少ないということです。

もう一点は、先ほど申し上げましたけれども、この評価対象になるためには一定の期間が必要なのですけれども、幾つかの資格がございまして、例えば大学の指定学科を出た方は3年でいいなどというのもございます。けれども学歴・資格を問わず、入職から10年きちんと勤めていただけますと資格を取ることができますので、入ってから10年ということも考慮いたしまして、例えば20歳で入られて10年すると30歳で、そうすると30歳から5年間はここでカウントしてもらえますので、そういったところも考慮して35歳を若手とさせていただいております。

では、若手職員をどのようにしたら評価するのかということで、2つの点を考えてございます。1つはこれまで継続的にこの若手を育成・確保してきた企業の方ということでございます。真ん中でございますけれども、具体的にはこの技術職員名簿がございますけれども、こちらの技術者名簿全体の15%以上がこの35歳未満の技術者で確保しているといった企業を評価したらどうか、というのが1点目でございます。

もう一つは、仮にこれまでの取り組みは、なかなか苦しくてできなかったとしても、今後頑張るということで、下のほうでございますけれども、現在の技術職員名簿に載っている方の1%以上新たに技術職員が増えた場合。これは、今後の取り組みになりますけれども、今後の取り組みについても評価をしたらどうかということで、2つの評価軸によってこちらの評価をしたいと考えてございます。

もう一ページめくっていただきまして、建設機械でございます。3ページでございます。 こちらに写真がついてございますけれども、現在対象になってございますのが、上に写真 が載っておりますショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザーでございます。 これにつきましては、これを自ら保有しているか、あとは1年7カ月以上のリース契約で自ら保有しているのと同じように、いざというときに使えるというものについては、1台1点で最大15台15点まで評価することになってございます。現在この制度自体がわりと新しい制度でございまして、平成22年のときに、これも当然こちらの審議会でご議論をいただいて追加をしたものでございますが、平成22年にこの制度を創設したときの当時の代表的な機種で、こちらの3つを追加したということでございます。

今回、この災害時対応を考慮いたしまして、再度建設機械について見直しを行いました。 それで評価の軸として、真ん中の青いところでございますが、1つは災害の復旧対応に使用されるものと。もう一つが、これは機械はあるけれども10年前に買って、今はもう動かないと、そういったものだと困りますので、きちんと法律上定期検査がありまして、それによって保有・稼働が確認できるものに限ることにしました。下に書いてあるような移動式クレーン、大型ダンプ車、モーターグレーダー、これもそれぞれ例えば移動式クレーンであれば、つり上げ荷重3トン以上など、法律上の制約がついているわけでございます。 こういったものについて、今回は評価の対象にしたいと。現在既に15点ということで評価対象になってございますので、この枠内でこういった機種を保有している場合でも対象になるような、機種を広げるような改正を行いたいと考えてございます。

私の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【石原会長】 ありがとうございました。いろいろ説明がございましたが、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見いかがでございますか。

それでは、まずは近藤委員からお願いします。

【近藤委員】 全建の近藤でございます。全建としての意見を少し述べさせていただきます。

改正品確法の趣旨を踏まえた若年技術者・技能労働者の育成・確保については、建設業界といたしましても、取り組まなければならない最大のテーマでございます。このためにも今回の経営事項審査の見直しにつきましては、全国建設業協会といたしましても、その取り組みを評価させていただくところでございます。

ただ、全国建設業協会傘下の地域の建設業者におきましては、長年の公共投資の減少、 あるいはダンピング受注の激化等により、その経営状態は非常に厳しく、技術者等のリストラを余儀なくされてきた経緯がございます。本日説明をいただいた若年の技術職員の育成及び確保の状況の評価における35歳未満の若年者の比率は、今回報告いただいたのは 大臣認定の業者を主体に調査をされておられますが、全建の会員につきましては、知事認可企業が主体でございます。ほぼ92%程度が知事認可企業でございます。現時点では、35歳未満の技術職員15%以上の企業は極めて少数でございます。このような状況に鑑み、本日お示しをいただいた若年の技術職員の育成及び確保の状況の評価につきましては、地域の建設事業の実態に配慮しつつ、若年技術者の確保に向けたこれからの取り組みが評価され、より一層の意欲が高められるよう、ご配慮をお願いするところでございます。

例えばでございますが、継続的な取り組みの評価については、今後の取り組みの成果が 見込まれる10年程度の移行期間を見て、段階的に実施する。また、審査対象年度におけ る取り組みにつきましては、その評価点を上げるなど、工夫をすることで各企業の若年技 術者の確保に対する意識が高まり、その成果が向上するのではと思っております。

以上、ぜひご検討のほど、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございました。ほかに、今の若年労働に関する点。 では小野委員から、よろしくお願いします。

【小野委員】 すみません、今の近藤委員のお話とダブる点がございます。私は全中建 の副会長の小野でございます。少しお許しをいただいて、ダブる点についてもありますの で、お聞き願いたいと思います。

私どもは中小建設業者という立場から意見を述べさせていただきます。そもそも中小業者が若手職員を採用してこなかったのは、毎年の工事量が長期間激減してきた中で、公共工事の依存度が高い中小業者は、企業防衛のために若手の採用を控え、ベテランの高齢者には少し長く働いてもらわざるを得なかったわけでして、ここに来て少し希望が見えてきたとはいえ、できるだけ多くの若手技術者を採用することは、簡単なハードルではありません。

一方採用面におきましては、中小企業においてはなかなか人材が集まりません。いざ採用しようと思っても、給与面、待遇面で劣るからでありましょうが、これまでの建設不況が影響して、地方では土木建築を専攻する高校生、専門学校生はぐんと減っています。そこへ来て、行政、大手業者さん、コンサル、設計業者、中小同士と採用には大変な競争をしなければなりません。さらには、全国津々浦々の中小企業の若い技術者の中には、若いけれども試験が苦手で、まだ無資格者もたくさんおります。それらは当然ながら会社には在籍していても、技術者名簿には掲載されていませんので、カウントされておりません。

以上述べましたような理由から、新たに若い技術者の卵をたくさん採用し、彼らに技術

的技術者資格を取得させていく、そしてこれを評価していただくという経審改正の考え方、 方向性につきましては中小業者としても大変励みになるお話で、何とか努力目標として取 り組んでいきたいと存じます。けれども、財政が逼迫している地方公共団体の発注工事に 依存し、経営に苦労しております中小建設業者にとりましては、実現には少し年数が必要 と思われますので、そうした点をご配慮願えれば幸いです。以上です。

【石原会長】 ありがとうございました。

お二方からよくわかるけれども、現実は非常に厳しい中で、インセンティブ等いろいろ な方策も考えてほしいと。

ほかに、今の点につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら。

それでは、なかなかの難問かと思いますけれども、事務局からご説明をよろしくお願い します。

【北村建設業課長】 お二方からご意見頂戴しました。私どもは今回評価軸としてこれまでの継続的な取り組みと、あと今後の取り組みと、両方の点から評価したらどうかとご提案させていただいております。お二方の意見を踏まえまして、これから建設業者の方が新たに若手を育成していくインセンティブになるような配点等を検討してまいりたいと望んでいますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【小野委員】 よろしくお願いします。

【石原会長】 どうぞ、小澤先生。

【小澤委員】 今回の品確法の改正を受けて、経営事項審査を見直していくと。将来の 建設業の新しい担い手確保という目標を、この経営事項審査の中に加えていくという方向 性については理解できますし、ぜひその方向で産業も変わっていくといいと思います。

ただ、一方で、まさに今、大臣許可業者の話と知事許可業者の話が出ました。そもそも 産業が戦後ずっと発展する中で、いろいろな多様性がその中で生まれて、経営事項審査の 中で評価する項目、それ自体もいろいろなものが追加されて、ある意味で少しわかりにく くなってきている状況もあるかと。公共工事を請け負っていただく産業のモデルというの も、1つの評価点だけであらわすのには、限界が少し見えてきているのではないかと感じ ています。

ですので、これを機会に、少し時間をかけて議論をしていただくことが必要かとは思います。経営事項審査の評価の体系やあり方、昔はなかった総合評価のような企業の評価も 入ってきています。公共工事の中でも企業を評価する方法なりタイミングなり、そういう ものもどんどん多様化する中で、改めてこの経営事項審査という1つの評価基準が今後どのような位置づけで、どのような役割で、どのように使っていくことがこの日本を支える建設産業の発展に役に立つのかと。そこをもう一度お考えいただけると、さらなる新しいこの業界の発展にもつながると思っています。

ぜひお考えをいただければ、ありがたく思います。

【石原会長】 時代変化の中で地域を守る会社と、あるいは世界を相手にする、いろいろな形になっていく中で、同じ評価基準でやるのはあれではないかと。そういった点について、今の評価基準そのものを新しい時代に即して見直す必要もあるのではないか、というご意見だったかと思います。

先生以外、ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ただいまの小澤議員のご指摘に対しまして、事務局からのお考えをよろしく お願いします。

【北村建設業課長】 ただいま先生から、非常に大事なご指摘をいただいたと存じます。 おっしゃるとおり、今の経営事項審査の評価につきましては、今、会長もおっしゃいましたように、グローバルで国際的に活躍されている企業と、ほんとうに地域において、大雪が出たといったら除雪機械を持っていくという企業の方と、同じ評価軸で評価しているのが事実でございます。

先生からのご指摘もありましたように、これを見直すことになりますと、かなり根本的な議論が必要かと思いますけれども、逃げるわけにもまいりません。少しお時間を、少しというか結構かもしれませんけれども、お時間をいただきまして、どのような観点で評価すべきかをしっかりと議論させていただきまして、案ができましたらまたこの審議会でお諮りして、ぜひ皆様方にご議論いただきたいと考えてございます。宿題とさせていただきます。よろしくお願いします。

【石原会長】 宿題が2つできまして、若年労働者層をいかに増やしていくか、そのためのインセンティブ等についてのアイデアを考えていくことが1つ。それからもう一つは、今のように形態が違う業者さんを1つの基準でなくて、いろいろな形で考えていく、時代に即した考えで、この評価基準を考えていく。この2つの宿題が出ましたので、これは宿題としてぜひ取り組みまして、この委員会でまた改めまして議論することとしたいと存じます。

いずれにしましても、若年労働者が入ってこないというのは、非常に切実な問題かとも

思いますし、当委員会としても非常に大きな問題として捉えてまいりたいと思っております。

ほかにございますか。

それではただいまご意見いただきました委員の皆様方のお考えは宿題として取り上げる、 今後の課題として、事務局にも重大な問題として課せられたということで捉えるとともに、 新しい時代に即した基準の考え方につきましても、改めてこの場で論議していくことの2 つの宿題と申しますか。皆様、非常に方向としては賛成できるというお話だったかと思い ますが、これを踏まえた上で具体的な今後の検討課題につきましては、私と事務局で相談 させていただきまして、ご提案したいと思います。そのほかの内容につきましては、ご了 承いただいたということでよろしいですか。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【石原会長】 ありがとうございました。

それでは続きまして、次の課題に移りたいと存じます。入札契約適正化指針の改正につきまして、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

【北村建設業課長】 続きまして、入札契約適正化指針についてご説明申し上げます。 お手元の資料の4というものと、その後ろの資料の4別添というものがございます。 資料の4がポイントをまとめてございまして、別添のほうは現行の適正化指針との改正案ということで、対照表になってございますけれども、説明の便宜上こちらのポンチ絵の資料4でご説明を申し上げたいと存じます。

1ページをまずめくっていただきまして、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針と。先ほど申し上げましたように、この入契法でございますけれども、これにつきましてはダンピング防止を1つの柱とする法改正が成立してございます。それを受けまして、この法律の趣旨をもう少しかみ砕いて守っていこうというために、この適正化指針がございます。このページの上の箱に書いてございますが、この入契法に基づきまして、国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が案を作成し、閣議決定をするものでございます。閣議決定した上で、国、公共団体、特殊法人などの発注者に、この適正化指針に従って措置を講ずる努力義務が発生するというたてつけになってございます。また、この3大臣は各発注者に措置の状況の報告を求めて、その状況を公表しますし、また国土交通大臣及び財務大臣は各省に、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に特に必要があれば

この指針に基づいてこういった措置をとるべきだ、と要請することができるものでございます。

中身につきまして、このページだと簡単ですので、もう一枚めくっていただきまして、 2ページをごらんいただきたいと存じます。こちらは適正化指針の全体像が書いてござい ます。こちらでご説明したいと存じますけれども、この公共工事の入札及び契約の適正化 法でございます。もともとこの法律ができましたのは、談合防止です。契約の適正化とい うことで、公正な競争が確保されて、談合その他の不正行為を排除するのがもともとこの 法律の趣旨でございました。

そこに今回は柱として、ダンピング防止を追加したわけでございます。で、現在のこの 適正化指針の全体像がこのページにございますけれども、今申し上げましたとおり1番、 透明性の確保、2番、公正な競争の促進、3番、談合その他の不正行為の排除と。現在は この4の赤いところがございませんで、5の適正な施工の確保、6のその他という構成に なってございます。

今回は法律でダンピング対策が1つの柱になりましたので、こちらの適正化指針につきましても、4番目として柱を立てまして、ダンピング受注を防止することを入れたものでございます。

具体的には何かと申しますと、1つは予定価格の適正な設定でございます。予定価格については、冒頭も少し品確法のところで申し上げましたけれども、適切に積算をいたしまして、適正に積み上げていくと。この括弧の中で歩切りの禁止等と書いてございます。

歩切りという言葉は、一種の専門用語でございます。この歩切りと申しますのは、本来公共工事で入札価格を定めるときに、それぞれ建築の原価が幾ら、労務費が幾ら、共通経費が幾らというのを積み上げまして、例えばこの工事であれば1,000万円という形で積み上げてつくるわけです。最後にある一種の政治判断ですね。積み上げた上で、えいや、で9掛けと、では900万円と。何か100万円分は業者が勉強しなさいといったようなことが、まだ一部の公共団体などでは行われてございます。これを歩切りと言っております。

こういった行為というのは我々としても何のために積算をしてきたのかと、意味のないことになってまいりますので、発注者の責任としてしっかりと積算をして、自信を持ってその価格で予定額を定めるべきだと、以前から指導させていただいております。今回ダンピング受注の防止が法律上の柱になったことを踏まえまして、こちらの適正化指針にも書

き込みさせていただきたいと考えてございます。

もう一つが、ここの低入札価格調査制度及び最低制限価格制度でございます。法律のところでも先ほど申し上げましたけれども、低入札価格調査制度と申し上げますのは、例えば今申し上げましたとこ、1,000万円の工事でございましたら、行政が積み上げたのが1,000万円ですと。そうすると例えば700万円や600万円で来ると、これは何かおかしいという一定額以下の場合には、しっかりと調査をして、ほんとうにそれが企業努力で下げているのか、それとも根拠なくとにかく工事をとりたいがために下げているのかを見極めて契約してくださいというのが、この低入札価格調査制度でございます。最低制限価格はもう少し単純で、もうこの額以下であればこれは問題だから契約しない、というものでございまして、現在国ではこういった制度がございます。地方公共団体でもかなりのところがこのような制度を設けてございますけれども、いまだにそういう制度がないところもございます。そういった場合には、非常に極端な低価格での入札が起こり得ますので、これにつきましても、まずは制度を導入して、さらにこれを適切に運用していただきたいということを書き込みさせていただいてございます。

その他の項目につきましては、もともとほかのところにあったものを4のところに寄せてくるというような感じでございます。

あとは、改正しておりますのは、この赤字のところでございまして、5ポツのところでございます。適切な契約変更というのがございます。これは公共工事で、トンネル工事などは一番わかりやすい例かと思います。例えばトンネルを発注しましたと。当然事前に調査をして設計しているわけですけれども、掘ってみたら予想以上に地下水が出てきて、追加工事が必要だという場合には、工事を変更することが必要でございます。これがややもすると、現場の発注者サイドの所長さんと口約束のような形で行われて、後々トラブルになるようなことがございます。ですので、当然追加工事が発生した場合には、価格も変わりましょうし、また工期も必要に応じて延ばすことがあります。このような予期しない事態が生じた場合には、双方が契約でございますので話し合って、しっかりとした文書にして契約を変更すると。その中で必要になれば工期も延ばすし、コストがかかればそれも費用としてお支払いいただくことを、発注者にしっかりと守っていただきたいと書いてございます。

その他、社会保険未加入業者については、先ほど私どもの取り組みを申し上げましたけれども、直轄工事だけではなくて、全発注者においてこういった業者の排除に取り組んで

まいりたいということで、2と6のところに書いてございます。

あと3のところでございますが、これも談合に対する発注者の関与の防止ということで、 発注者がそういう談合に関与しない、これはもちろんのことでございますけれども、括弧 の中で書いてございますのは、そうはいってもいろいろとそういう働きかけがございます ので、そういった働きかけがないような工夫もそれぞれやっていっていただきたいと考え てございます。

大変簡単な説明でございますけれども、今言ったような点をこちらの指針で書き込みまして、閣議決定させていただいて、それを踏まえて全国の発注者で守っていこうと、そういった趣旨の改正を考えてございます。どうぞよろしくお願いします。

【石原会長】 ありがとうございました。それではただいまの入札契約適正化指針の改正につきまして、ご意見、ご質問をお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

【山内委員】 日建連の山内でございます。一言意見というよりは、日建連の取り組み 姿勢について報告申し上げたいと考えています。

入札契約適正化指針の改正につきましては、先の改正品確法で示された中長期的な担い 手の育成・確保という目的に向けた取り組みを、具体的に進める方策としてご提示いただ けることを、大変ありがたく思っております。日建連では、本年6月の改正品確法の理念 の実現に向けた決議におきまして、会員企業が一丸となって取り組むべき項目の一つに、 民間工事施工に当たっての対応を掲げております。

品確法は公共工事を対象とするものですが、その理念は民間工事にも相通ずるものがあると認識しております。品質の確保とその前提となります担い手の確保・育成は、建設業の最も基本的な課題であり、公共工事と同様であることから個々の民間工事の実施に当たりましても、技能労働者の賃金、その他の労働条件や安全衛生などの労働環境の改善に向けて努力することとしております。今回の入契法の適正化指針の改正につきましても、その趣旨を十分に理解し、担い手の確保・育成のためにさらに日建連としても努力してまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げました。

【石原会長】 ありがとうございました。日建連としての、その民間工事についても品質の確保並びに担い手の確保・育成について、公共工事同様の取り組みを行うというお話

でございました。

ほかにございますか。はい、どうぞ。

【岸上委員】 ご説明ありがとうございます。会計士として今回から参加させていただいております岸上と申します。

適正化指針の全体は透明性の確保ということかと理解いたしました。関係者の方々の努力に敬意を表します。

また、今回の改正のポイントで、会計という面から気になったところがございまして、 状況の確認で1点、質問させていただきたいと思っております。

ダンピング防止や談合の排除は当然やっていただくということで、それをさらに強化することかと思っております。それ以外に適切な契約変更の確保がうたわれていると思います。これは会計処理を決めるに当たって、非常に大事なことなのかと思っておりまして、こちらもまだここで強調していかなければならないような状況というか、公共工事においても書面にならないような形での変更等が行われている事例もあるというご認識なのかどうかを、説明していただきたいというのが1点でございます。お願いというのは、この点非常に大事だと思いますので、もしそうであれば適正化について取り組んでいただきたいというのが、お願いでございます。よろしくお願いいたします。

【石原会長】 公共工事についても、このようなことがまだ行われているのか、そうい うあれでございますね。

ほかにございますか。はい、どうぞ。

【中田委員】 ただいま契約変更について、会計士のお立場からのご意見、ご質問がご ざいましたけれども、私は法律のほうから1点、お教えいただきたいと思います。

適切な契約変更をし、曖昧な状態ではなくて書面にきっちりするのは、非常に結構なことだと思います。ただ、契約変更するかどうかというのは、当初の契約との関係で決まってくるのではないかという気もいたします。どのような場合でも予期しないことが起きたら、常に契約変更するのか、それとも当初の契約で定められたことを踏まえてするのかということがあると思います。

また、契約変更が必要になる原因がどこにあるのか、発注者側にあるのか、受注者側にあるのか。それとも、自然現象なのか等々によって変わってくると思うのですが、このあたりはすべてこの「適切な」あるいは「必要な」ということで含意されていると理解してよろしいでしょうか。

【石原会長】 今の契約内容の変更についてのご確認と申しますか、ご質問でございま した。

ほかに。はい、どうぞ。佐藤委員からどうぞ。

【佐藤委員】 私は弁護士としまして、それから中央建設紛争審査会の委員もやっておりますので、追加工事または契約変更についてのトラブルは、ほんとうに多々ございます。 元下の争いの中でも一番大きな争いになっておりますし、それから発注者さんが公共工事の場合であってもなかなか予算がとか、契約書の書面でというのはほんとうに難しいと、おそらく皆さん方はよくよくご存じのことかと思います。何が追加工事、または変更になるのかは、ほんとうにその工事で違っているのかもしれません。まず発注者さんのほうで書面化を進めていただくことは、必須ではないかと感じておりますので、ぜひこの点はお願いしたいと思います。またおそらく元請さんになるような工事業者さんの団体の方もいらっしゃっているかと思いますので、難しいのはよくわかりますけれども、そういう場合もできるだけ書面による変更をお願いできればと思っております。以上です。

【石原会長】 ありがとうございました。

契約の変更について、皆さんからいろいろなご意見がございました。これはこの新旧対 照表でいくと、21ページということでよろしいですか。等々も含めまして、ご説明のほ うを事務局からよろしくお願いいたします。3つほどご意見ございました。

【北村建設業課長】 それでは、委員のご質問について回答したいと思います。

まず、初めの岸上委員からの、このようなことがほんとうに公共工事で行われているかということですが、佐藤委員にもう、代わってお答えをいただいてしまいましたけれども、現実に公共工事でも、いまだにこのような古いというか、いいかげんなことが行われております。私どもとしてはさすがにそれは問題であろうということで、今回しっかりとこちらの指針に書き込んでおります。先ほど申し上げましたように当然価格と工期を書面化する。公共工事の場合、民間工事もそうなのですけれども、いろいろ何かあっても結局工期は絶対に間に合わせろということもございますので、それもケース・バイ・ケースだとは思いますけれども、そういったことがないようにしっかり書面で契約して、その内容としても費用と工期が適切に行われるようにということでございます。

それから中田委員からご指摘でございますけれども、私どもが説明資料を、この要約版をつくったときに簡略化し過ぎてしまいまして、誤解を招いているかもしれません。こちらの新旧対照表だと23ページになります。ここの23ページの一番左側が新しいところ

でございます。23ページの括弧2、真ん中のあたりに線が引いてあります。読み上げますと、「設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは」とありまして、これは前提としていますのは、当然受注者側には責任がない場合ですね。受注者のほうに責任があって、何かいろいろと工期が間に合わなくなったりするとそれは受注者の問題です。けれども、そうではなくて、先ほど例に申し上げましたように、工事が始まってみたら地盤がどうだとか、天候の問題などで、受注者側が当初契約したときに想定できないようなものが起こった場合には、ということが1点目でございます。

もう一つは、そういった場合については、当然契約書に書いてあるはずだということでございますけれども、これにつきましてはその後に、「公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき」となってございます。公共工事につきましては、請負契約の模範というか、モデルというものを、これも実はこの審議会にお諮りいただいて、決定していただいております公共工事標準請負契約約款というものがございます。ほとんどの公共工事はこちらを使っていると認識してございますけれども、こちらの約款で詳しく、こういった場合にはこうするんだよということが定めてございます。

実は問題なのは、約款でそういうふうに書いてあるにもかかわらず、結局現場の今まで 申し上げたような対応があるということでございまして、そこはきちんと当初の契約に基 づいて、そこの責任分担が書いてございますので、そのとおりにきちんと運用して、文書 を交わしてやりましょうと。ある意味非常に当たり前のことではございますけれども、改 めてこれをここに書き込んで、発注者の方に守ってもらいたいというのが、今回の趣旨で ございます。よろしくお願いします。

## 【石原会長】 よろしいですか。

はい、どうぞ。日建連の山内委員からお話がございましたが、全建さん、あるいは全中 建さん、あるいは全建総連さんから何かございますか。

【山内委員】 同じ意見でございますので、結構でございます。

## 【石原会長】 ああ、そうですか。

先ほどお話ございました歩切りというのも、私も辞書を見たんだけれどもよくわからなかったんです。これも非常によく行われている、よく知られた歩切りというあれでございますね。

【北村建設業課長】 多分、本日出席の行政と業界関係の方は歩切りといえばよくわかります。特に市町村レベルではそれなりのところで、いまだに行われていると認識してございます。

【石原会長】 というふうに、なかなか常識でないことがまだ行われているという話のようでございますので、ただいまのような適正化について案が出てきたわけでございます。 この改正案につきまして、皆様いかがでしょうか。

先生、どうぞ。

【小澤委員】 今回のこの指針の改正については、このとおり進めていただければと思いますが、今も少しいろいろなご意見が出ていたとおり、現場ではいろいろなことが起こる、発生する可能性があります。その中でぜひお願いしたいのは、東京で全国の発注者の状況がどのようになっているかをモニタリングしたり、それについてここでこのようなことが起こっているということを情報発信するだけではなくて、実際の現場での改善がきちんとうまく実施されるような取り組みも、その体制であったり仕組みであったりを同時に考えていただければと思います。この適化法だけではなくて、品確法あるいは建設業法の改善についても同じようなことが言えると思います。全国のブロックごとに発注者協議会のような仕組みも、既にできているようには聞いております。ですから、その現場単位で、例えば公共工事の中で最大の発注者である国土交通省のいろいろな取り組みも、地方で使えるものや参考にできるところは参考にしてもらうなどですね。あるいは、地方のブロックの中の上手にやっている市町村が、困っている市町村にいろいろ情報共有をしてもらうなど、それぞれ発注者独自のお考えもあるかとは思いますが、そういう改善が上手に図られるような仕組みも、あわせて考えていただけるといいなと思いました。

【石原会長】 小澤委員からご指摘がございましたが、いかがでしょうか。現場サイド に立った意見の聴取等々ですね。

【田村技術調査課長】 技術調査課長でございます。今のご指摘はまさにごもっともで ございます。

既に委員がご指摘のように、今ブロックごとに発注者協議会を設けまして、これは品確 法ができた後に、全国に向けて設置するのですが、これまでの形でいうと、例えば総合評 価方式の導入の促進や、予定価格の事前公表の見直しなども議論してきたのです。今回品 確法の改正も踏まえまして、さらに発注関係事務の適正な実施に当たって運用指針をつく る、それからそういった運用指針をしっかりやっていくためには発注者間の連携をしっか り図れということが、今回法律の中につけられております。そういった意味で、さまざまな発注関係事務の適正な事務に当たって、国、それから自治体、それから国といってもいろいろな機関がありますし、そういったところの連携をさらにしっかり努めていくこと。

それから関係業界の皆様と私どもは、定期的に意見交換会をやっております。毎年いろいるな課題を指摘していただいて、その中で意見交換をしていくのですけれども、そういった中で今年何が改善できたのか、今後どのようなことを改善していかなければいけないのか、毎年少しずついい方向に向かっていくような取り組みも、しっかりやっていかなければいけないと思っております。

そういった意味で、今年日建連さんと、例えば工期の設定についても議論を始めました し、そういった取り組みをさまざまな形で進めていきたいと考えております。

【石原会長】 ぜひよろしくお願いしたいと思います。よろしいですか、小澤先生。

【小澤委員】 はい。

【石原会長】 ほかにございますか。全般を通じまして今の。はい、どうぞ。

【小野委員】 全中建の小野です。たびたびすみません。

建設業従事者に誇りを持たせることが、今少し不足しているのではないかと思って、電 子銘板というものはどうであろうということで、ご説明させていただきたいと思います。

建設従業者の賃金、また公共工事労務費調査等の改善によって、さまざまな施策で魅力あるものにすることは、私たちの宿願でありますけれども、なかなかそう簡単には進みません。そのような中、建設業従事者、特に公共工事従事者は賃金の多寡にかかわらず、いいものをつくろう、社会に後世に誇れるものをつくろうという使命感や達成感を持っております。そこで私は、建設業従事者、専門工事従事者に大きな誇りを持たせるために、電子銘板のようなものを作成、公表することを提案したいと思います。

かつて今と同じように、若者が建設業に入職してこなかった時期がありました。そこで その当時私どもで言いますと、バイパスの工事やインターチェンジの仕事など、地域の大 型工事、地域のメモリアル的な工事に携わった者を長く顕彰し、かつ誇りを持たせる。恋 人に私がつくった橋だよ、ということが言えるように石碑の銘板や、金属の銘板を設置し ました。

今回私が提案しますのは、電子による銘板でありまして、その方法としまして、公共工事という公の施設を発注者と受注者双方が責任を持って発注し、工事を完成させ、将来的な責任を負うために、映画のエンドロールに制作に携わったスタッフのすべてが記録をさ

れているように、計画から発注工事に携わったすべてのスタッフの名前を網羅した工事記録名簿を作成し、そうしたデータを一般市民のパソコンやスマホでも検索できるようにしたいというのが、この提案の趣旨です。

建設業は地図に残る仕事とされています。そうしてつくられたデータというものをGPSと連動すれば、離れた場所にいても検索できますし、また現地にいればなおさらスマホをそこにかざすだけで、そこで行われた工事のデータや工事記録が検索できます。文字どおり地図に残された仕事で、すべての従業者名がわかって、掲載された者にとっては、つくった喜びと社会的な誇りになるのではないかと思っております。かつての石碑銘板、金属銘板設置の際は、資金面や多くの関係者名を掲載し切れないことが課題になって、現在は行われておりません。しかし、これがネット掲載ということになれば、工事の大小や関係者の多少に限らず、設計、施工、計画すべてに携わった発注担当者、工事関係者を少ない費用で網羅できるのではないかと。実務的には、例えばコリンズと施工計画書を連動したシステムさえつくってしまえば、後は竣工時にこれを修正すればいいだけですから、これに対する事務量は大したことはありませんし、掲載してもらうという大きな喜びもあります。建設業従事者、専門工事従事者に大きな誇りを持たせるために、電子銘板を作成・公表することを提案したいと思います。

ご検討をぜひお願いしたいと思います。以上です。

【石原会長】 電子銘板のご提案ですが、いかがですか。

【田村技術調査課長】 若い人に誇りを持ってもらうことは、大変重要だと思っております。確かに、私も昔役所に入ったときなどは、土木の世界だったのですけれども逆にあまり名前は残さないものだと。このような状況になってきて、若者に誇りを持ってもらうためのいろいろな仕掛けをやっていくのは、とても重要かと思っています。

その1つの提案として、名前を何らかの形で残すと。今、電子銘板ということでありましたが、それも1つの方法だと思います。ただ、その具体的なやり方については、例えば今コリンズとの連携という話も出ましたが、個人情報の扱いなども少しありますので、どのようなやり方がいいのか。あれもほんとうに銘板という形がいいのか。何らかの形で自分がやった仕事だとわかるようなものをしたいという提案だと思いますので、そこはやり方も含めて、いろいろ知恵を出していきたいと思っております。

【小野委員】 ありがとうございます。

【石原会長】 ぜひいい知恵を、よろしくお願いします。

ほかにございますか。

それではいろいろご意見をいただきましたが、適正化方針の改正につきまして、基本的 には皆様ご了承いただいたものと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石原会長】 それに今のご提案も含めまして、またいろいろな面で宿題等もいただい ておりますので、それを後ほど踏まえていただければと思います。ありがとうございまし た。

それでは、最後の項目になります。品確法基本方針の改正・運用方針の策定につきまして、事務局よりご報告をよろしくお願いします。

【北村建設業課長】 それでは公共工事品確法を受けた基本方針、それと運用指針の策定についてということで、私から一括してご報告を申し上げたいと存じます。資料につきましては、資料の5。資料の5には先ほどと同じように別添という新旧対照表がございます。あと、資料の6でございます。資料の5と6を使いまして、かいつまんでご説明申し上げます。

まず資料の5でございます。先ほどご説明申し上げました公共工事の品質確保の促進に 関する法律、これにつきましては、基本方針と、この後申し上げます運用指針、2つが法 律上方針を定めることになってございます。

まずこちらの1ページの基本方針でございますけれども、こちらにつきましては、政府が閣議決定をするということでございまして、こちらは発注関係事務だけではなくて、その公共工事の品質確保、またその担い手確保のために何をやったらいいかを広く政府で共有するということで、定めてございます。国、地方公共団体等はこの基本方針に従って措置を講ずる努力義務が発生することになってございます。これにつきましても、今回の法改正を踏まえまして、ここの真ん中の青いところでございますけれども、幾つかの改正がございます。

まず1番目は、これは発注者が取り組むべき事項を追加するということで、発注者の責務でございます。ここにつきましては、先ほど申し上げました入契法とも発注者の責務なので、ほとんど同じことが書いてございまして、適正な予定価格の設定、あとはダンピング受注の防止と。あとは計画的な発注や適切な工期設定、設計変更ということで、ここは同じようなことになってございます。

もう一つは、今回の品質確保法で、多様な入札契約方式の導入・活用ということで、技

術提案・交渉方式や段階的選抜方式など、地域における社会資本の維持管理に資する方式 等の活用といったものがうたわれてございますので、こういったものの活用について書か せていただいてございます。

それから2番目で、今度は受注者の責務に関する事項も追加させていただいております。 受注者による技術者や技能労働者との育成・確保、あと賃金、安全衛生等の労働環境の改善等、受注者としてもこういった法の趣旨にのっとってやっていただきたいことがございますので、これについて書き込みをさせていただいてございます。

あと3番目でございますけれども、その他国として講ずべき施策ということで、これは発注者という立場ではなく、広く施策を司る国でということでございます。ここにつきましては、1点目が公共工事の労務費を調査いたしまして、冒頭ご説明しましたけれども、これを私どもが発注のときに使う公共工事設計労務単価がきちんと的確に設定できるような調査をしっかりすることや、中長期的な担い手確保の観点から、積算基準をどのように定めるかを今後もしっかりと勉強して定めていくなど。あとは、調査・設計というものも、工事だけではなく、調査・設計の品質確保に向けた資格制度の確立や、この後ご説明します運用指針の策定、そのフォローアップ。運用指針をつくったら、それをどのように使っていくのかを書いていきたいということでございます。

もう一点、非常に簡単でございますけれども、運用指針でございます。こちらは資料の6でございます。こちらにつきましては、改正品確法に基づきまして、個々の発注者が発注事務をするときにどのようなことをやったらいいのかでございます。この運用指針につきましては、今回の法改正で追加されたものでございます。基本方針はもともとあるものの改正でございますが、運用指針は今回法律でこのようなものをつくれということで、新たにできたものでございます。発注者と一言で申し上げましても、国の直轄工事から市町村まで全部発注者でございます。こういった中で、今回将来にわたる品質・担い手確保ということで、法律が定められました。それが個々の発注者の隅々まで、具体の発注事務の中で法律の精神が生かせるように、さらに言えば今の発注事務自体も相当小さい市町村では、かなり四苦八苦しながらやっているという話もございますので、それぞれの発注事務の現場においてこちらの指針を片手に見ながら事務を滞りなくできるようにという趣旨で、この作業を進めています。

内容は深く申し上げませんけれども、ここのページで項目が書いてございます。発注関係事務の適切な実施ということで、入札の発注の段階です。(1)として調査、・設計段階、

(2) として工事の発注の準備の段階、(3) として入札契約の段階、(4) として工事の施工の段階、(5) として完成後ということで、ここでは項目として①から⑨まで書いてございます。それぞれの段階におきまして、こういったプロセスをきちんと踏んで、公共工事というのは発注していくものだと。その際にこういったことを注意していきましょうと。当然それぞれの実務の中で、例えば積算するときには歩切りはしてはいけないなど、今まで申し上げたようなことがきちんと手引書にも書いてあって、地方の発注者がそれを見てやると、適正な発注ができるといったものを目指して、現在作業をしているところでございます。

もう一点、すぐページをめくっていただきますと、これも私自身がどれだけ理解しているかというところも、正直言ってありますけれども、今回法律で例えば技術提案交渉方式や段階的選抜方式など出てまいりました。実は、この世界、いろいろな発注方式がございますというか、言葉が飛び交ってございます。ほんとうに小さい市町村の方だと、一体何が何やらわからないという実態もございますので、今回の運用指針で、そもそも発注方式といっても、例えば契約の方式なのか、落札者の選定の方式なのか、それとも支払いの方式になるのかといったところから、このような発注方式というのはこのようなものなのですよと。できますれば、この(2)、(3)でございますけれども、具体的にこのような工事であればこれは非常に難工事だからですとか、今回はこのような地域の企業を支える施策を実現したいからと、そういう使い方次第で、どのような発注方式をとったらいいのか、何か公共団体の参考になるような指針となるべきものを定めたいということで、現在作業をしてございます。本日は項目のご紹介でございますけれども、年内を目途にこういったものをつくって、公共団体等ともに認識を共有してまいりたいと考えてございますので、現時点のご報告とさせていただきます。よろしくお願いします。

【石原会長】 それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問、感想でも結構でございます。ございますか。

あるいは全般を通じまして、これだけは言っておきたいことがございましたら。はい、どうぞ。

【廣瀬委員】 東日本高速道路の廣瀬でございます。私は今般初めて参加させていただきましたので、そういう意味では全般的な感想ということにもなろうかと思います。

私は実は2年前に民間の企業からこちらにまいりまして、今なおとまどいの毎日でございます。この審議会で新たにメンバーに加えていただいたということで、にわか勉強いた

しております。先ほどの歩切り、これは何ですかという話から、この1カ月間苦闘しております。

日本の事業の進め方について、グローバル化がこれだけ進んできた中で、前近代という 言葉は失礼かと思いますけれども、できるだけ普通の仕事のやりとり、契約にしていくこ とは、大変重要なことであろうと思いますので、現場には現場のいろいろ大変なことがあ ると思いますけれども、ぜひそういう形で進めていく必要が、この業界にも私はあると思 います。

私ども高速道路会社は、公共事業発注会社という立場でございますので、発注会社として今日いろいろとご指摘いただいたことを、基本的には先ほどおっしゃられました標準の請負契約約款で対応いたしております。私ども自身は問題ないかと思っておりますが、現実の問題として不調・不落は最近1年で見ますと、25%から30%近くあるわけでございます。特に小規模の工事案件について、地元の皆様方との入札等についていろいろとご意見をいただいておりまして、私どもも単純な標準積算だけではなしに、いろいろとご意見をお伺いしながらやっていかないと、これから実は大規模修繕、大規模更新・補修が3兆円のオーダーで、例えば10年、15年の間に出てくるわけでございます。そのところの中小の修繕になってきますと、皆さんのご協力がないと、これはやっていけませんし、やらなければ安全な高速道路をご提供できませんので、ぜひ我々やらなければなりません。そのためにも今日いろいろとご指摘のところをぜひ私ども社内でももう一遍見直して、あるいはこれは社内、私どもだけではなしに、高速道路会社全般について横の連携も含めて、これをやっていかなければならないと思っております。そういう面ではこれからもいろいろと皆さんのご指導も賜りながら、対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、感想的なことでまことに申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【石原会長】 ありがとうございました。廣瀨社長から決意表明がございました。 ほかに。はい、どうぞ。

【大山委員】 日本電設工業協会の大山でございます。

最初にお話しすればよかったのですけれども、今回のこの品確法の改正について、若干 申し上げたいと思います。

今までの説明の中にもありましたように、目的、あるいは発注者の責任ということで、

担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤確保と、こういった予定価格の適正な 設定や計画的な発注、適切な工期設定等が明確化されたことについては、建設業界が抱え るいろいろな課題の解決に大きく貢献するのではないかと評価をしておりますし、歓迎し たいと思っております。

それで要望というか、意見でありますけれども、先ほども説明がありました運用方針の 策定等でありますが、このあたりは地方公共団体さん、それから建設業団体さん等の意見 等も聞いて、検討が進められていると聞いております。こういった法改正の理念がすべて の発注者に浸透して、発注の現場で確実に実現することを期待しています。

その中で発注者の役割といいますか、その中に計画的な発注がございますが、担い手の確保のためには、中長期的な発注量といったものの指標といいますか、見通しが必要なのではないかと思っております。そういう意味で公共工事、あるいは民間工事、トータルのそういった中長期的な工事規模といいますか、指標といいますか、そういったものがどのような形でつくられるかどうか、つくれるかどうかもありますけれども。そういったことをお示ししていただければいいのではないかと思います。

そういうことでは、当協会としては若い人に魅力のある、生きがいのある業界にしたい ということで、若手の人材育成等に取り組んでいるということでございますので、よろし くお願いをしたいと思います。

【石原会長】 ありがとうございました。

ほかに、感想でもよろしいですので、どうぞ。

【勝野委員】 すみません、品確法というよりも、社保の未加入対策の関係で、少し細かくなりますが、2点ほどお願いをさせていただきたいと思います。

1つは、この8月1日から直轄工事における一次までの未加入業者の排除が具体化をされております。当然こうした動きは地方にも波及をしていくと思っているわけでありますけれども、その中で少し問題も出ているということで、お願いをさせていただきたいと思います。

例えばということになりますが、それぞれの地域の地方の自治体の担当者が、社会保険の加入について非常に限定的というか誤った理解をされているケースが幾つか見られると。例えば個人事業者の方等々に対して、言ってしまえば法人なりをして社会保険に協会健保なり、厚生年金に入らないと公共工事の現場には入れませんというような指導をされることが見られるという報告を、組織内で受けております。先ほどの歩切りの件と一緒で、発

注者から指摘・指導されると、それに従わざるを得ないのが弱い立場の受注者の立場であります。こうした地方整備局等々については正確な理解をいただいているかと思いますけれども、地方自治体レベルではまだ理解されていないところがありますので、国交省として指導なり周知をお願いしたいというのが1点目です。

もう一つは、社会保険加入による人材確保・育成という流れの中で、手っとり早い対策として、従業員を一人親方として外注化をさせていくという動きが顕著になって、多くなっていると感じております。中には17歳、18歳といった入職して間もない見習工を、一人親方として扱うということまで出ているわけであります。これは明らかに偽装請負だと思っておりますので、こうした点についても実態を把握した上で、適切な指導をお願いしたいと思います。以上です。

【石原会長】 ありがとうございました。

はい、どうぞ。

【廣江委員】 電気事業連合会の廣江でございます。

今、大山委員から計画的な発注をという話がございました。私ども電気事業一般的な建設工事も発注する立場にございますが、電気送電線、あるいは配電線等と極めて特殊な業界の皆さん方とおつき合いをし、発注をさせていただく。その分野におきましては、特に特殊な分野でございますので、人材育成等は非常に大事だと認識しているところでございます。各社ともにさまざまな、多分受注者の皆さん方ともいろいろ相談をしながら、人材を育成できるような手だてを講じていると認識しております。

実は私も関西電力で、ついこの間までそういった発注業務をいたしておりましたので、 日々そういうことを考えていたところでございます。最も大切な人材育成策といいますの は、いろいろなことをやっておりますけれども、今大山委員がおっしゃいましたように、 計画的に発注をする、見通しをある程度お示しすると。これが一番大事であろうと考えて おります。

今、非常に我が業界は苦境にございまして、そういう意味ではなかなか計画的なことをできる状況ではございません。むしろ、電気料金の改定等で大変皆さん方にご迷惑をかけている次第でございますけれども、何とかこの苦境を脱しましたら、従来の軌道に戻りまして、計画的に物事を発注していく、あるいはそういった計画をお示しをするようなことに心がけてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございました。

時間も迫ってございますが、せっかくでございますので、言い残した方。では、谷澤さん。

【谷澤委員】 本日、どちらかというと公共工事中心の議論かと思いますが、今日のいろいろな法改正や指針の改正は非常にいいことだと思います。ただ、民間から見た目で、ということで、意見でございます。いろいろな法律の改正、あるいは指針の中に、「適切な」という言葉がたくさん入っているのですね。ほとんど「適切な価格」や、「適切な設計変更」、「適切な技術」などです。こういったところというのは、何が「適切」かというとなかなか難しいこともございます。また先ほど意見の中にもありました変更の部分の、設計変更、これは実際現場では日々いろいろなことが起こりますので、そう簡単に書面に残すといったら不可能な部分もございます。

そういった意味で、実際どのような形でそれが行われたかというあたりを、つくっただけではなくて、しっかりモニタリングしていただいて、もう少し具体的に、うまく物が進むような仕組みが必要だと思いますので、そのあたりをぜひお願いしたいというのが1点でございます。

あともう一点は、全体的に今後少子高齢化で、人手が足りなくなっていく中で、この担い手の確保は、非常に重要なことですので、本日このような形で議論をされたのは非常に有意義だとは思います。けれども、例えば経営事項審査の中で若年層を採用すればそれなりに評価する、あるいは建築資材などについても少し評価の幅を広げます、これも非常にいいことだと思うのですが、実際若年層を雇用して育てていくのは非常に時間もコストもかかりますので、なかなか中小の企業の方は厳しい面もあろうかと思います。評価をしてインセンティブするということではなくて、雇うこと、あるいは育てることに対するインセンティブのようなものも、少し長期的にはお考えいただいたほうがよろしいかと思います。

意見ですけれども、2点ほど申し上げました。

【石原会長】 ありがとうございました。よろしいですか。

まだまだいろいろご意見等あろうかと存じますが、今のご意見等を踏まえまして、今日 は報告でございますけれども、事務局のほうとしてもさらに一層の研さんをよろしくお願 いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。これを持ちまして終了とい たしたいと存じますが、最後に事務局から何かご報告ございますか。 【事務局(佐藤)】 どうもありがとうございました。大変貴重な意見を頂戴いたしました。

事務的なことで恐縮でございます。本日の配付資料につきまして、分量が多うございま すので、郵送をご希望の委員の皆様は、テーブルの上にそのまま置いていただければ、後 日郵送させていただきたいと存じます。

【石原会長】 それだけですか。

それでは、本日はこれで終了といたしたいと。どうもご協力ありがとうございました。

— 了 —